

教 生 第 4 9 6 号
令和2年(2020年)7月30日

利用団体責任者 様

北海道教育庁生涯学習推進局長 添 田 雅 之

道立青少年体験活動支援施設ネイパルにおける利用定員緩和について(通知)

道立青少年体験活動支援施設ネイパルの利用定員については、令和2年(2020年)6月26日付け北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課長事務連絡で段階的緩和の予定をお知らせしたところですが、道内については、感染経路の不明な感染者の増大など、感染拡大の局面にはないと考えられることや、各施設において、利用者の御協力により感染予防の取組が徹底されていることから、予定どおり緩和を進めることといたしました。

各施設では、「新北海道スタイル」の実践や感染拡大防止に向けた取組を進めてまいりますので、引き続き、利用者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 利用定員の緩和

令和2年(2020年)8月21日以降の利用から、宿泊利用の定員を「50人以下」から「おおむね100人以下」とします。

2 御利用団体への依頼事項

別添「新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い」を一部改訂しましたので、内容を御理解いただき、適切な対応をお願いします。

3 その他

今後、利用定員の見直しや利用団体への依頼事項等の変更を行う場合は、改めて通知します。

生涯学習課社会教育施設係
担当：本田
電話：011-204-5743